

福岡市城南区選挙管理委員会
令和6年8月20日(火)
午前10時00分から

1 議 題

- (1) 選挙人名簿から抹消する者について (議案第19号)
- (2) 在外選挙人名簿から抹消する者について (議案第20号)
- (3) 選挙人名簿の登録を行う日について (議案第21号)

2 そ の 他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和 6年 9月 2日(月) 午前10時00分から

令和 6年 9月20日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 19 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 8 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 922 人 |
| | 内訳 死亡者 | 124 人 |
| | 市外転出者 | 798 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 8 月 20 日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和6年8月1日

1 死亡者

令和6年7月31日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年3月31日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	57	67	124
転出者	445	353	798
計	502	420	922

議題 (2)
議案第 20 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 6 年 8 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 2 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 2 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 6 年 8 月 20 日 |

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※1>

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※1>法第 30 条の 10 (要旨)

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (3)
議案第 21 号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和 6 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和 6 年 8 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会

委員長 古 賀 勉

登録を行う日

令和 6 年 9 月 2 日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項（略）において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第 19 条第 2 項（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（（略）「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(登録日等の告示)

第 14 条 市町村の選挙管理委員会は、法第 22 条第 1 項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。